

第3章

ボリビアにおける「下から」の国民投票

——2006年県自治国民投票の規定要因——

舟木 律子

はじめに

本研究の目的は、「ポスト新自由主義期」のボリビアにおける「下から」の国民投票⁽¹⁾の投票行動を規定した要因を明らかにすることである。

国民投票は、大きく「上から」のプロセスか、「下から」のプロセスかに分けられる。「上から」とはすなわち大統領や議会またはその双方が国民投票の実施に必要なプロセスを始動させる場合を指し、「下から」とは、有権者の側が所定の手続きにのっとして国民投票の実施を要請する場合を指す。ソバットのまとめによれば、ラテンアメリカに民主化第3の波が押し寄せた1978年から2003年までの25年間に、域内10カ国で32回の国民投票が実施されている。そのうち4分の3は「上から」、残る4分の1が「下から」のプロセスであった (Zovatto 2004, 29)。

国民投票が「上から」実施される場合、ラテンアメリカでは「委任型民主主義」(delegative democracy)の装置としての使用が懸念されてきた (Altman 2005, 211)。ペルーのフジモリ (Alberto Fujimori) 政権やベネズエラのチャベス (Hugo Chávez) 政権などの事例がその際引き合いに出される。ただし、域内をより長いスパンで見れば、「上から」であっても必ずしも政府の正当化のための道具にはならなかった事例も存在する⁽²⁾。たとえばチリのピノチェ

ト (Augusto Pinochet) 政権による信任投票 (1988年) やエクアドルの民主化の契機となった1978年の憲法改正国民投票などの事例である (Altman 2005, 219)。

一方ラテンアメリカにおける「下から」の国民投票については、実施回数自体が限られていることもあり、研究蓄積は限定的である。ソバットが研究対象とした民主化後2003年までに「下から」の国民投票を実施した国の内訳をみると、ウルグアイとコロンビアのみで、8回中7回がウルグアイにおける事例である。ただしウルグアイで実施された7回の国民投票は当初より法的拘束力を有するものであったが、コロンビアの事例は、結果的にはこれによって1991年の憲法改正が導かれたものの、当初はアドホックな学生運動によって主導された法的拘束力のない国民投票であった (Zovatto 2004, 29)。つまり、2003年までに関しても、実質的にはウルグアイのみで運用されてきた政治参加制度ということになる。

しかし、ソバットが対象とした期間の後になって、2004年にはベネズエラでチャベス大統領のリコールをかけた国民投票が実施され、2006年には、ボリビアにおいて県レベルの自治の是非を問う国民投票が実施されている。2003年以前に実施された「下から」の国民投票が、国民投票という参加制度を従来から多用してきたウルグアイに集中しているのに対して、2004年以降に実施されたものは、ベネズエラやボリビアなど、実施回数は限られているものの、ポピュリスティックな性格をもつ左派政権が台頭した国家における「下から」の国民投票である。このような国では、しばしば反体制派に対する非合法的な弾圧の存在が指摘され、法治主義を無視した政治運営が行われていることが懸念される (遅野井 2009)。「下から」の国民投票はまさにそのような民主主義国家としての前提が危ぶまれる状況において、通常の選挙を通じた政治参加では要求を達成できないと感じた市民による制度的な政治参加の手段である。これがいかにして実現し、またそこで有権者はどのように参加したのかを明らかにすることの意義は大きいだろう。

そこで本研究では、上述のボリビアにおける「下から」の法的拘束力のあ

る国民投票をとりあげる。ボリビアはラテンアメリカのなかでも国民投票の導入が遅かった国のひとつである。しかし、2004年になって初めて天然ガス政策をめぐる国民投票が実施されて以降、2006年の県自治の是非、2008年の県自治憲章の是非（非公式）、同年、大統領・副大統領および県知事の信任／不信任、2009年の新憲法の是非など、国家の重要課題に関する国民投票がすでに5回実施され、「ポスト新自由主義期」の特徴的な政治参加の一形態として定着した（Zovatto 2007）。

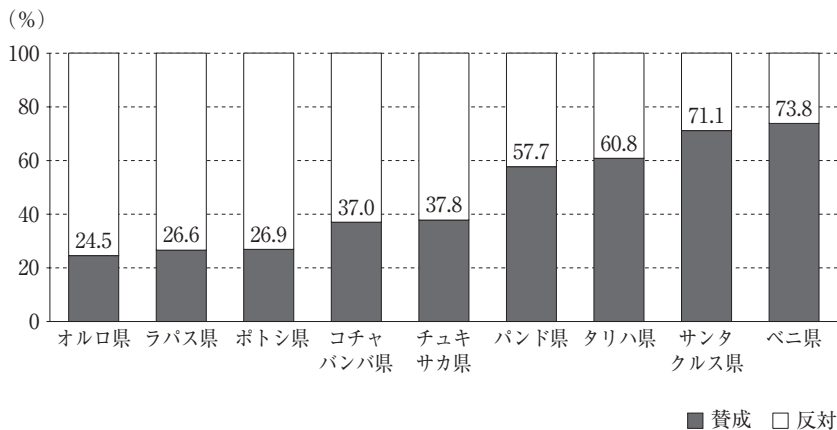
第1節 事例の概要——ボリビア2006年県自治国民投票——

県自治の是非を問う2006年7月の国民投票は、ボリビアで実施された国民投票のうちで唯一「下から」の法的拘束力をもつものである。ボリビアで国民投票が政治参加のチャンネルとして制度化された背景には、2003年10月のガス戦争によって、従来の新自由主義体制の継続を可能にした政党政治のあり方、いわゆる「協約による民主主義」（*Democracia Pactada*）が終わりを告げ、より直接的な政治参加を求める有権者と、政党の後ろ盾は弱い国民の高い支持を期待できたカルロス・メサ（Carlos Mesa）暫定政権の存在があった。同政権のもと、2004年7月に国民投票法が制定され、国・県・市町村の3つのレベルにおいて、有権者の直接投票による意思決定のしくみが導入された。同法によって、国民投票（住民投票）を要請できるのは、大統領および議会（出席議員の3分の2の賛成を要する）、そして有権者（全国の場合では有権者登録人の6パーセント、県では同8パーセント、市町村では同10パーセントの署名を要する）と定められている⁽³⁾。これに基づき、県自治拡大を要求するサンタクルス市民委員会（*Comité Cívico pro Santa Cruz*）を中心とした地方の政治経済団体——サンタクルス県議員団、東部農牧会議所（*Cámara Agropecuaria del Oriente: CAO*）、サンタクルス商工会議所（*Cámara de Industria y Comercio: CAINCO*）——が動き、2005年2月には、必要とされる28万人を10万人以上

も上回る43万人近い署名をもって国民投票の実施を要請した（Kreidler 2006, 86; Sivak 2007, 32）。

当時、ボリビアでは上述の2003年10月のガス戦争によって退任したサンチェス・デ・ロサダ（Gonzalo Sánchez de Lozada）大統領の後を引き継いだ副大統領のメサ暫定政権のもと、制憲議会の開催を求める社会主義運動（Movimiento al Socialismo: MAS）を中心とする左派勢力と、県自治の拡大を求める東部4県（タリハ県、サンタクルス県、バンド県、ベニ県）の市民委員会を中心とする右派勢力の対立が存在した。東部からの自治拡大要求に対して、メサはこれを制憲議会で扱うことが妥当だと考えていたが（*El Deber*, 25, enero 2005），制憲議会を実現する前に社会勢力の圧力により辞任に追い込まれている。後を継いだ当時の最高裁判長のロドリゲス（Eduardo Rodríguez Veltzé）暫定政権のもとで、大統領選挙と県知事選挙が2005年12月に同時に行われること、また、同選挙によって誕生する新政権のもとで、しかるべき手続きを経た後に県自治国民投票と制憲議会議員選挙が同時開催されることが決定した（*El Deber*, 5, julio 2005）。この暫定政権時に決定していた日程に従い、2006年1月に誕生したモラレス（Evo Morales）MAS 政権のもと、同年

図3-1 ボリビア2006年県自治国民投票結果（県別）



(出所) CNE (2006a) より筆者作成。

3月に正式に県自治国民投票と制憲議会議員選挙が公示され、7月に開催された。結果は、全国では県自治賛成42.4パーセント、反対57.6パーセントと反対が上回ったが、県ごとでみれば東部4県で賛成派が勝利した(図3-1)。

投票結果の解釈をめぐることは、全国レベルの結果を尊重すべきであるとする大統領モラレスと県ごとの結果を尊重すべきであるとする東部4県のあいだで対立があったものの(Salazar 2008, 19; Mayorga 2007, 7-8)、最終的には県自治国民投票に関する規定⁽⁴⁾に従い県ごとの結果が尊重され、東部4県の投票結果は具体化に向けて制憲議会で議論されることとなった。

第2節 先行研究——国民投票における投票行動規定要因——

国民投票における投票行動の規定要因は何かという本研究の問題関心について、ポリビアの同事例を扱った先行研究では、明確な言及はほとんど見当たらない(Mayorga 2007; Salazar 2008; Ugglia 2008; Welp 2009)。それらの先行研究が国民投票の結果に言及する際には、大統領・与野党・地方政治経済団体・左派系社会運動組織が県自治の拡大の賛否をめぐるどのように配置していたのか、また、それぞれの陣営がどのような賛成・反対運動を展開したのかという点が端的に記述される(Mayorga 2007; Salazar 2008; Ugglia 2008; Welp 2009)。

ただし、2008年のラテンアメリカ世論調査プロジェクト LAPOP には県自治に関する質問項目が設けられており、これに関する分析レポートも提出されている(Vargas 2008)。同分析によれば、「中央政府への信頼」、とりわけ「大統領モラレスの業績評価」が高いほど、県自治に対する認識に否定的影響が確認できる。また、県自治に対する認識に肯定的影響を与える変数としては、「カンバ(Camba——ポリビア東部とくにサンタクルス県の白人混血低地先住民全般——)アイデンティティ」、「豊かさ(家財所有状況)」、「教育水準」が指摘されている(Vargas 2008, 186-187)。バルガスの研究は、県自治国民投

票から約1年半後に実施されたサーベイを基にしているが、国民投票での県自治支持票に影響を与えた変数を探るうえでは、きわめて重要な情報を提供するものであるといえよう。

上記をふまえたうえで、本節では国民投票における投票行動の規定要因に関する多数の先行研究の蓄積のなかから、ボリビアの事例と相対的に類似性が高いと考えられる研究に絞り、本事例における投票行動規定要因の候補を検討していくこととする。最初にとりあげるのはウルグアイにおける「下から」の国民投票の規定要因を分析したアルトマンの研究である。つぎに、カナダにおけるケベック州の自治拡大に関する国民投票について分析したルドゥックとパメットの共同研究をとりあげる。またカナダの事例については、ケベック州の主権支持の要因についてのハウウェの研究についても検討する。

まずウルグアイにおける「下から」の国民投票7回を対象に分析を行ったアルトマンの研究から、政党支持仮説について検討する(Altman 2002)。ウルグアイの事例は、ラテンアメリカにおける「下から」の全10回の国民投票経験の実に7割、7回を占める。国民投票の制度化が他のラテンアメリカのどの国よりも早く、また実施経験についても群を抜いているという点では、ウルグアイは域内の特殊事例と位置づけられるかもしれない。だが、欧米各国の事例やアフリカ、アジア諸国の事例と比べるならば、政治社会経済的な諸条件がラテンアメリカ諸国は相対的に近く、依然として有用な視座を得ることが期待できよう。

アルトマンの分析は、県ごとのアグリゲートデータを用いた重回帰分析で、従属変数は「下から」の国民投票への支持率(県ごと)、独立変数は、県ごとの失業率および失業率の変化、賃金率および賃金率の変化、さらに国民投票賛成派の政党への支持率の5つである。分析の結果、政党支持のみが顕著な影響力($\beta=0.96$)を示し、それ以外の変数では、賃金率の変化のみが統計的に有意ではあったものの、その影響力はきわめて限定的であった。ただし、アルトマンは上述の分析と同時にパス解析を行い、経済的要因と政党支持、さらに政党支持から国民投票における投票行動を結び付けるパスを整理して

いる。それによれば、失業や賃金などの経済的要因は政党支持に対して直接的影響を与えており、政党支持をとおして間接的に国民投票の投票行動に影響するという構図であった。

つぎに、カナダの州自治権の拡大について問うた国民投票の事例を扱ったルドユックとパメットの研究から、短期的賛成／反対運動仮説について確認しよう。同研究では1992年にカナダで実施されたシャーロットタウン協定(Charlottetown Accord)への賛否を問う国民投票(1992年)に関してサーベイを行い、これを統計分析している(LeDuc and Pammet 1995)。シャーロットタウン協定とは、ケベック州が「独自の社会」(distinct society)であることを認めることや、連邦政府に対するすべての州政府の権限を強化する等の憲法改正案をまとめたものである。彼らの分析結果を要約すると、国民投票において有権者の投票行動を規定した要因は、カナダにおける選挙時の投票行動規定要因とほぼ共通する変数であった。すなわち、政党支持・政治リーダーへの信頼・争点態度・集団利益・短期および長期の選挙運動(賛成／反対運動)の影響である。ただし、そのなかでも対象となった自治権の拡大を問う国民投票にとりわけ重要な影響を与えていたのは、短期的な賛成／反対運動の効果であったと結論される。

つぎに、上記の研究と同様にカナダの事例から、国民投票の投票行動を直接の分析対象としているわけではないが、国民投票の結果との密接な関係にあるケベック州の主権(sovereignty)支持要因を分析したハウウェの研究を参照する。ハウウェは、国民投票における投票行動、すなわち「賛成／反対」の二分法を従属変数とした場合にはとらえきれない人々の意識の在り方を、「どの程度支持しているか」という5段階尺度によって測り、これを従属変数とした。それによって従来考えられていた主権支持の3つの要因、すなわちケベック・アイデンティティ、主権確立によるケベック経済への影響予測、主権確立によるケベックのフランス語への影響予測のうち、真に重要な影響を及ぼしていたのはアイデンティティのみであると指摘した⁽⁵⁾(Howe 1998)。

以上の議論をふまえると、本研究で対象とするボリビアの県自治国民投票の事例についても、政党支持仮説・短期的賛成／反対運動仮説・アイデンティティ仮説の3つの仮説について検討する価値がありそうである。

次節からは、最初に量的データを用いた統計分析を行い、これらの仮説を基にボリビアで実施された「下から」の国民投票における投票行動規定要因を特定する。この際、まず政党支持仮説とアイデンティティ仮説に対して、それぞれに対応する独立変数を量的データから設定し、その影響を確認する。

残る短期的賛成／反対運動仮説については、これを導出するためにルデュックとパメットが用いたような多角的視点（リーダーへの信頼、争点態度、集団利益、および社会的属性等の変数）を客観的にとらえられるデータが本事例に関しては存在しないため、続く質的データを用いた過程追跡によって推論していくこととする。

計量分析の結論を先取りして述べると、政党支持仮説が支持される。ただし、後述の世論調査結果に示すように、政党支持は当初人々の県自治への態度にほとんど影響を与えていなかったことがわかっている。政党支持の影響が鮮明に出るためには、各政党の国民投票への態度が対立し、かつ明確に示されていたことが前提となるが（Pierce, Valen and Listhaug 1983）、本事例においては当初県自治に対して反対する政党は存在しなかったのである。後続の節では、短期的賛成／反対運動と合わせて、いかにして政党支持が決定的な変数へと変化していったのかという政治過程についても、新聞報道を中心とする質的データから明らかにしていく。

第3節 量的データによる分析

本節では各基礎自治体（municipio）単位のアグリゲートデータを用いて重回帰分析を行い、2006年県自治国民投票の投票行動に影響を与えた要因を分析する。

まず分析に用いる変数名とデータについて確認しておく。従属変数としては、選挙裁判所の「2006年国民投票結果」から、各基礎自治体単位での県自治賛成率を「県自治賛成」として用いる。つぎに、政党支持仮説についてみるための独立変数として、先のデータと同様に選挙裁判所の「2005年大統領国会議員選挙結果」から、県自治国民投票時に県自治賛成を表明した政党（社会民主勢力：PODEMOS、国民統一戦線：UN、民族革命運動：MNR）の得票率を合計したものを「政党支持」として投入する。またアイデンティティ仮説については、「カンバ」と呼ばれる「東部（とくにサンタクルス県）の白人混血低地先住民」アイデンティティの程度を基礎自治体レベルで測定した指標が存在すれば、これを投入して確かめるのが理想だが、そのような指標は存在しないため、その代替変数として次の指標を用いる。すなわち、ボリビア人のアイデンティティは一般に、中西部の高地先住民全般を指す「コジャ」（Colla）と、それ以外の東部の白人混血低地先住民全般を指す「カンバ」とに二分される。「コジャ」とは、先コロンブス期にアンデス一帯を支配していたインカ帝国の行政区であったコジャスウユ（Collasuyu）に由来し、ケチュア文化とアイマラ文化への帰属意識をもつ層の呼称として用いられる。これに対して、「カンバ」とは、植民地期に低地先住民語（グアラニー語）から派生した呼称である。ボリビアにおける近代化が進められた1950年代、東部低地へ中西部高地からの移住が増加した時期に、低地に住む人々が、高地から来た「コジャ」とは異なる文化として自らの属する文化を表現するために用いるようになったとされる（Dabdoub 2007, 37-43）。そのため、まず東部人アイデンティティと最も共存し難いと考えられる高地先住民アイデンティティを有する層の比率を、統計局の国勢調査（2001年）に基づく「民族言語スケール」（Escala Condición Étnico Lingüística: CEL）から確認する（Albó and Romero 2009, 103-107）。さらにこの CEL スケールの自己認識によってケチュア、アイマラ、その他の少数高地先住民のアイデンティティを有する層（CEL4-7段階とされる）の比率を各自治体人口全体から引いた値を「白人・混血（低地先住民）アイデンティティ」変数（以下、「アイデンティティ」と

して用いることにする⁽⁶⁾。最後に、経済社会環境の影響も確認しておくために、国連開発計画の人間開発指数を「基礎自治体別人間開発指数2001・2005年」(Indice de Desarrollo Humano Municipal 2001 y 2005)として統計局ウェブサイトにて公開されているデータの2005年の数値から、これを構成する教育指数、平均余命指数、収入指数をそれぞれ分けて投入する。「教育」は成人識字率と総就学率に基づく指数、「収入」は購買力平価で計算した一人当たりGDPに基づく指数である。対象とする基礎自治体の数(N)は、327である⁽⁷⁾。

第4節 分析結果

表3-1は、県自治国民投票における基礎自治体ごとの賛成率と各独立変数との相関、ならびに独立変数間の相関分析の結果である。また図3-2には、重回帰分析の結果、統計的に有意な値を示した従属変数のみを用いた重回帰分析モデル(独立変数間の相関係数・標準偏回帰係数)を示した。

先に表3-1の相関係数の方から確認しておく、県自治賛成と政党支持とのあいだの相関が、 $r=0.93$ ときわめて顕著な値を示している。またアイデンティティについても、同様に顕著な相関($r=0.89$)が確認できる。教育、平均余命、収入の3変数についても、上記2変数に比べれば程度は低いもの

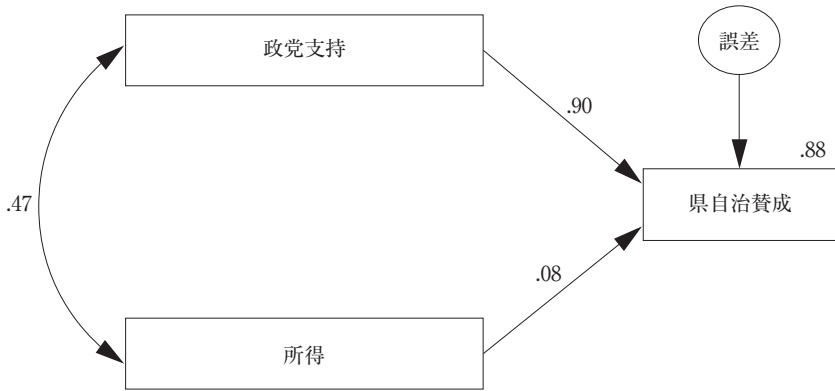
表3-1 県自治賛成および各独立変数間の相関分析

	県自治賛成	政党支持	アイデンティティ	教育	平均余命	収入
県自治賛成	1					
政党支持	.934**	1				
アイデンティティ	.894**	.908**	1			
教育	.430**	.400**	.351**	1		
平均余命	.531**	.513**	.516**	.503**	1	
収入	.499**	.471**	.438**	.746**	.611**	1

(出所) 筆者作成。

(注) ** $p<.01$ 。

図3-2 県自治国民投票賛成を従属変数とする重回帰分析（標準偏回帰係数）



(出所) 筆者作成。

(注) 表示された数値は全て統計的に有意 ($p < .01$)。

の、すべて統計的に有意であった。また各独立変数間の相関もすべて統計的に有意であったが、そのなかでもとくに政党支持とアイデンティティとの相関が顕著であった ($r = 0.91$)。

つぎに、これらの独立変数すべてを投入した重回帰分析の結果について確認しよう。全変数投入モデルにおいて統計的に有意な値（すべて1パーセント水準）を示したのは、政党支持とアイデンティティおよび教育の3変数であった。しかしこのモデルでは、上記でも確認したとおり、政党支持とアイデンティティの相関が高く、多重共線性の指標となるVIFの値も各6.0、5.7と注意を要するレベルに達した。このため、アイデンティティ変数を除外したうえで、重回帰分析を行った。その結果、統計的に有意な値を示したのは、政党支持と収入（ともに1パーセント水準）のみであった。図3-2は、上記の統計的有意が確認された2変数のみを示した重回帰分析モデルである。両方向の矢印は独立変数間の相関を表し、一方向矢印は因果を表している。政党支持は、他の独立変数の効果を統制した標準偏回帰係数 β の値が0.90と顕著な影響を見て取れる。これに対して、収入は $\beta = 0.08$ と、若干ではあるがその影響が確認された程度であった。モデル全体の説明力の指標となる決定係

数（自由度調整済み R^2 ）も0.88ときわめて高かった。

ここまでの分析の結果からは、まず、政党支持仮説が支持されたといえる。アイデンティティ仮説については、県自治国民投票での賛成とのあいだに顕著な相関関係が確認されるものの、同時に政党支持との相関も非常に強いために、これらの変数を分けてその影響を分析することは困難であった。2005年大統領選挙における投票行動を分析したマドリッドの研究で示されたように、ボリビアでは、政党支持を規定する要因として、アイデンティティがすでに重要な比重を占めているのである（Madrid 2012）。したがって、本章においてアイデンティティ仮説を統計的に検証することはできなかったが、だからといってこれが重要ではなかったという判断を下すのは妥当ではないだろう。それゆえアイデンティティについては、政党支持に重なり合う形での影響の仕方を、のちの質的データから補完的に探っていくこととする。また本事例に関して入手可能な量的データからは分析が難しかった短期的賛成／運動仮説についても、次節において、新聞報道と二次資料および世論調査から当時の政治過程を追跡し、その影響の大きさについて検討していくこととする。

第5節 質的データによる過程追跡

本節では、新聞報道と二次資料および世論調査結果を用いて、県自治国民投票の実現までの経緯と、さらに実現が決まった後に各政党がどのような態度であったか、また賛成／反対運動を展開したとすれば、それがどのようなものであったのかといったより具体的な状況について記述する。

新聞報道については、ボリビア全国の主要新聞12紙のデータを所蔵するボリビア資料センター（Centro de Documentación e Información -Bolivia: CEDIB）の新聞記事電子アーカイブから、2006年に出版された「県自治」（Autonomía Departamental）というワードを含む記事128件をおもに用いる。またさらに

そのなかでも政党支持と短期的賛成／反対運動の展開をみるのに有用な記事の内容を、時期およびアクターごとにまとめ再構成していく。

二次資料については、とくに東部の県自治拡大運動を牽引したサンタクルス市民委員会の成立過程とその後の自治拡大運動を発展させていった過程について、同組織を分析対象とする質的調査を行った先行研究（Kreidler 2006; Sivak 2007; Molina, Claros and Vaca 2008）を参照する。本来ならば一次資料を用いるべきであるが、3つの先行研究はともに、本章が目指すイベントが生じた時期とほぼ時を同じくして現地でのフィールド調査を行っていること、それにより当時の組織幹部へのインタビューを実施していること、さらにいずれの先行研究も同組織の議事資料を分析対象のひとつとし、とくに重要な議事録および演説内容についてはこれらをそのまま資料として提示していることから、本章においても有用性が高いため、これらを参照した。ただし、これらはいくまで二次資料となるため、そこからの情報を読み取る際には、各著者のサンタクルス市民委員会への立ち位置をふまえておく必要があるだろう。クレイドラーがサンタクルス市民委員会の構成員として、同組織に対してきわめて肯定的視点で記述しているのに対し、モリーナらの研究は、モリーナ自身が県自治推進派の圧力により任期途中で辞任に追い込まれたサンタクルス県最後の大統領任命知事であり、同組織に対してはより否定的視点で記述している。シバックは、アルゼンチン出身の新聞記者で、ロンドン大学留学中の修士論文のテーマとしてサンタクルス県の自治拡大運動をとりあげており、市民委員会に対する見方は前2者に比べて最も中立的であるといえる。このような先行研究のバイアスに配慮したうえで、サンタクルス市民委員会に関する事象を、可能なかぎりそれぞれの記述を照合比較しながらまとめていく。

以下、第1項ではサンタクルス市民委員会に焦点を当てて、この組織が県自治拡大運動の中心的存在となっていた過程、さらに同組織の動員によって県自治国民投票が国のアジェンダに設定されるまでの政治過程を確認する。第2項では、モラレス政権発足後に県自治国民投票が公示される前後から、

これが実施されるまでの政治過程を追う。第3項では、前項で扱う県自治国民投票公示時点での主要都市における県自治への支持が全般的に高かったことを世論調査の結果で確認し、さらにその後西部の主要都市を中心に県自治への支持が減少していった状況を見る。第4項では、前項でみた西部主要都市での県自治への支持の減少と時を同じくして、MASの一部リーダーから県自治反対の声が上がり、最終的に県自治反対が党の方針となった過程を追っていく。第5項では、県自治賛成運動を率いたサンタクルス県の市民委員会による賛成運動について端的にまとめ、そのなかで、量的分析では相關関係があるという事実以上に踏み込むことができなかったカンパ・アイデンティティの質的内容について、サンタクルス市民委員会会長の演説から確認する。

1. サンタクルス市民委員会 (Comité Cívico pro Santa Cruz)

サンタクルス市民委員会は、1950年に地元ガブリエル・レネ・モレノ自治大学の学生組織メンバーによって結成された。当時のボリビア東部は、鉱物資源を梃子に発展した中西部に対して開発が遅れており、サンタクルス市民委員会の設立動機となったのも、中央政府に圧力をかけることで、そのような東部の開発の遅れを取り戻そうとするものであった。その具体的な懸案事項としては、東部への鉄道敷設の拡張、都市基本インフラの整備、中部コチャバンバ県とサンタクルス県を結ぶ幹線道路の整備等であった。また1950年代をとおして同組織の大きな行動目標となったのが、1938年に法制化されながら一度も支払われてこなかった石油産出県に対するロイヤルティー（11パーセント）を国に支払わせることであった（Sivak 2007, 17-18）。その目標が1959年に達成されると、1960年代には、上下水道や道路といった公共サービスの整備等、町の近代化を次なる目標として行動した。この目標に対しては、国の支援を待たず、自ら協働組合を組織して整備を進め、さらにその事実を歴代の市民委員会リーダーらが繰り返し強調してきたため、現在でも「サン

タクルスは中央政府の助けなしに建設された町というイメージ」が残るとい
う (Sivak 2007, 19)。つづく1970年代に入ると、同委員会は当時のトーレス
(Juan José Torres) 左派軍事政権に対するクーデターに参加し、成立したバン
セル (Hugo Banzer Suárez) 右派軍事政権期 (1971~1978) に閣僚の3分の1
を自組織から送り込むことに成功している。バンセルは規制緩和や外資誘致、
サンタクルス県からの輸出拡大を重視したため、大規模経営による農産品輸
出を増大させる形でサンタクルス経済は発展していった。

1980年代に入ると民政移管が実現し、左派民主人民連合 (Unidad
Democrática y Popular: UDP) 政権 (1982~1985) が成立するが、同政権はハイ
パーインフレを伴う経済的混乱をコントロールできず退陣に追い込まれる。
「分権化」がサンタクルス市民委員会の行動目標として掲げられたのは同政
権期からであった。その後成立した民族革命運動党 (Movimiento Nacionalista
Revolucionario: MNR) 中道右派政権下 (1985~1989) では、構造調整政策が実
施され、ポリビアにおける新自由主義期が始まる。サンタクルス市民委員
会は、分権化を要求しながらも、政府の新自由主義経済路線についてはこれ
を支持しており、のちに政権交代が行われても新自由主義経済路線は維持さ
れる「協約による民主主義」体制においても一貫して政府の経済政策を支持
した。それゆえ、時の政権に対して、大統領任命制だった県知事の人事に関
する進言をすることができ、さらには閣僚の人選に対しても、同委員会が一定
の影響力を与えたとされる (Sivak 2007, 23)。

サンタクルス市民委員会が「自治」(Autonomía) を動員のスローガンとし
て掲げ始めたのは、ポリビアにおける「新自由主義期」の終わりを決定づけ
た2003年10月のガス戦争以降であった (Sivak 2007, 23)。当時のサンチェス・
デ・ロサダ政権は、アメリカおよびメキシコ向けの天然ガスの輸出経路とし
てチリの港を経由させることを計画していた。チリは19世紀末の硝石戦争に
勝利してポリビアから海への出口を奪った国であり、経済合理性の観点から
チリ経路を選択したサンチェス・デ・ロサダの決定は、農民先住民系社会組
織の激しい抗議行動を引き起こした。政府は治安部隊を投入してそのような

行動を抑え込もうとしたが失敗し、最終的には70名に上る死者を出し、2003年10月17日に退陣に追い込まれている。その後副大統領だったメサが大統領に就任し暫定政権を立ち上げ、間もなく2003年10月26日、サンタクルス市民委員会は総会（Asamblea de la Cruceñidad）を開き、委員会を構成する農牧団体、協働組合団体、企業団体、教育団体、運輸業界団体、労働者団体、学生団体、住民組織団体など、県内の19セクター212団体⁽⁸⁾（2003年当時）の代表（Sivak 2007, 25）、さらにタリハ県とパンド県の市民委員会会長も参加し、国家再建の緊急性を確認するとともに、「自治」を動員のスローガンとして採用することを決議した（Molina, Claros and Vaca 2008, 55, 57）。石油や天然ガス等エネルギー資源に恵まれた東部の政治経済団体にとって、中央政府が倒れ、資源の国有化を叫ぶ社会運動の圧力が頂点に達しつつある状況において、地方の利権を守っていくためにはもはや自治権を拡大するしか道はないと判断したのでろう。

この時点から県自治国民投票の実現までに、サンタクルス市民委員会は、3度の大規模な市民集会（cabildo abierto）を組織し、そのたびに動員力を高めていく。最初の市民集会は2004年6月22日に開催された。この時3万人を動員し、当時の市民委員会会長ルベン・コスタス（Rubén Costas）は、演説で11の行動目標（tareas）を提示する⁽⁹⁾。この行動目標のうち、本章で最も重要な意味をもつ「自治」に関してみると、「幅広い市民の参加による県自治政府を組織すべく、県自治国民投票によって国家再建を図る時が来た。いずれが実施主体となるにせよ（政府が認めなければわれわれが直接）、今年（2004年）の12月には国民投票を実施する」としていた（Kreidler 2006, 62, 括弧内筆者）。この時からサンタクルス市民委員会によって、県自治実現のための手段としての国民投票が提示されるようになったのである。

ただし、上記の動員を成功させた時点では、もし国が国民投票の実施を認めなければ、たとえ非公式であっても委員会が直接国民投票を実施する構えであった。しかし、この大規模な市民集会の2日後の6月24日には、同委員会も実現に向け政府に圧力をかけていた3つのレベル（国・県・市町村）で

の実施を認める条項を含む形で国民投票法が上院を通過し、2004年7月6日に公布されると、サンタクルス市民委員会は同法に従って署名活動を行う道を選択する (Molina, Claros and Vaca 2008, 85)。

2004年9月21日、サンタクルス県最大規模の商業見本市 (Feria Exposición de Santa Cruz: Fexpocruz) の開催に合わせて、同委員会は県自治国民投票のための署名活動を開始する (Molina, Claros and Vaca 2008, 16)。またこれと同時にメサ政権に対して県自治国民投票の実現を要求するが、遅々としてよい返答が得られない状況にあった2004年10月26日⁹⁰⁾、同委員会総会で、県自治国民投票の実現を求めて24時間ゼネラルストライキを実施することを決議している (Kreidler 2006, 66)。2004年11月11日、サンタクルス県全域で実施されたゼネストでは、市民委員会に加盟する16セクターおよび県内15郡すべての市民委員会下部組織のみならず、銀行、商業施設、公共交通機関もこれに参加し、県内の一切の活動が停止した。さらにこの機会を利用して、およそ1000人の学生ボランティアが署名活動を展開した。またタリハ県市民委員会もサンタクルス県に賛同してゼネストを実施し、パンド県、ベニ県もストは行わなかったが、県自治国民投票を求めるゼネストへの賛同を表明した (Kreidler 2006, 66-67)。

2004年12月、政府は、現行法に従えば、すでに2004年12月4日に実施することが決定していた基礎自治体統一選挙から120日後以降でなければ国民投票を実施することは不可能であるとして、市民委員会からの要求を断った (Sivak 2007, 30)。当初市民委員会は、国が県自治国民投票を実施しなければ自ら実施するとしていたが、この時の実施は見送り、新たに独自に国民投票を実施するための準備と、県自治憲章の準備、県知事選挙の日程調整を進めた (Sivak 2007, 30)。政府とサンタクルス市民委員会との対立状態が続くなか、2004年12月31日に政府がディーゼル燃料とガソリン価格の値上げを決定すると、2度目の市民集会の実現へと事態は急展開を遂げていく。政府発表の翌2005年1月1日、サンタクルス市民委員会幹部とサンタクルス商工会議所幹部らが会合を開き、燃料価格の値上げへの対応を協議する。協議の場におい

て、サンタクルス県がディーゼル燃料の全国消費の62パーセントを占めており、燃料価格の値上げによって最もダメージを受ける県であることから、メサ政権のこの決定は、サンタクルス県の生産セクターに対する攻撃であると結論づけられる。そのため市民委員会は県内全機関に対して非常事態を宣言し、政府の決定を拒絶し、3日以内に燃料価格の値上げを撤回するよう政府に求める決議をする (Molina, Claros and Vaca 2008, 90)。政府がこの要求を拒否すると、2005年1月11日、サンタクルス市民委員会は48時間ストライキを宣言する。だが、政府は依然として同委員会の要求を拒否し続けたため、市民委員会は次なる行動を決議する。その主要5項目を要約すると、第1にハンガーストライキを実施する、第2にデモ行進、鍋たたきデモ (cacerolazo) により市民の動員を開始する、第3に県内の公共施設を占拠する、第4に県知事の直接選挙によって自治拡大プロセスを直ちに開始することを政府に強く要求する、第5に2005年4月10日に県自治国民投票を実施する。政府が実施しない場合は市民委員会がイニシアチブをとる。この決議に基づき、ストライキ終了後、県内の10以上の公共施設の建物が占拠され、これと並行して市民委員会本部、県庁、大学、サンタクルス市議会庁舎、都市部の住民組織 (juntas vecinales) 集会所等県内各地でピケが張られ、150人以上が参加してのハンストが始められた (Molina, Claros and Vaca 2008, 90)。拡大した抗議行動への政府の対応が遅れるなか、2005年1月28日、市民委員会は2度目の大規模な市民集会を開催する。この時の動員数は、前回の市民集会の10倍近い28万人に上った (Sivak 2007, 31)。動員力を高めたことをみせつけた市民委員会は、これによって大統領メサから、2005年6月12日の県知事選挙実施、さらにディーゼル燃料の値下げ、また市民集会前日に辞任していた県知事 (Carlos Hugo Molina) の後継人事について市民委員会と調整するという譲歩を引き出している (Molina, Claros and Vaca 2008, 91)。

この後2005年2月18日、国レベルの国民投票の申請に必要とされる28万人を大きく上回る42万8105人分の署名を添えて、サンタクルス市民委員会が県自治国民投票の申請書を選挙裁判所に提出する⁽⁴¹⁾ (Kreidler 2006, 86)。

一方、2005年3月初頭には、当時野党議員だったモラレス率いるMAS系社会組織が、先のサンチェス・デ・ロサダ退陣のきっかけとなった炭化水素法の改正と制憲議会の実現を求めて道路封鎖を行う。東部での抗議行動が一段落して間もなく西部の農民先住民組織からの抗議が行われ、再び社会が不安定化していくなかで、3月6日にメサが最初の辞任表明を出すのが、この意向は議会により拒否される。

2005年4月、先のサンタクルス県における市民集会を受けて実施することとなった県知事選挙の日程が国会での審議を経て確定する(D.S.28077)。これは当初メサが提示していた予定より2カ月遅れの2005年8月12日となった(Kreidler 2006, 87)。ただし、この日程ものちの政治的混乱により延期される。2005年5月、先の炭化水素法の改正と制憲議会の実現を求めるMAS系社会組織による道路封鎖が続き、ますます社会的混乱が深まっていく。そのようななか、国会ではMAS所属議員とサンタクルス県選出議員の非妥協的な姿勢によって、東部の市民委員会が求める県自治国民投票も西部の社会組織が求める制憲議会の実施についても、その具体化に向けた審議を始めることすらままならない状況に陥り、2005年6月2日、メサが制憲議会議員選挙と県自治国民投票を2005年10月16日に同時開催することを定めた大統領令(D.S.28195)を制定することで、両勢力の要求に応え事態の打開を図ろうとする(Kreidler 2006, 90)。しかし混乱は収まらず、2005年6月6日、西部の社会組織が政府庁舎へ突入する構えがあることを宣告してきたことを受けて(*El Deber* 7, junio 2005)、メサは改めて辞任の意向を固め、議会もこれを承認したため6月9日、正式に辞任する(Molina, Claros and Vaca 2008, 91)。

当時の憲法上、暫定大統領となる順位にあった上下院議長は、MASおよびその支持母体である社会組織の圧力によって、ともにこれを辞退したため、元々副大統領だったメサを含め継承権第4位だった最高裁判所長官のロドリゲスが暫定大統領に就任した。ロドリゲス暫定政権は発足後直ちにサンタクルス市民委員会とMASの両陣営に対して個別に調整を進め、議会での審議を経て、大統領、副大統領、国会議員総選挙と県知事選挙を2005年12月4日

に同時開催すること¹²⁾、さらに制憲議会議員選挙と県自治国民投票を2006年7月2日に同時開催することを決める (Sivak 2007, 34; *El Deber* 5, julio 2006)。

この後、下院の議席配分をめぐる各県議員間の攻防によって2週間遅れとなったが、2005年12月18日には、大統領選挙と県知事選挙が同時に実施された。大統領選挙の結果は、ボリビアの民主化以降史上最高となる53.7パーセントを得票しモラレスが大統領に当選した。またボリビア史上初の県知事選挙の結果は、9県中3県(オルコ県, ポトシ県, チュキサカ県)でMASの県知事が誕生したが、残る6県では野党右派政党もしくは地域政党の候補が当選した。このうちサンタクルス県では、コストス前市民委員会会長が地域政党ボリビア自治党(Autonomía Para Bolivia: APB)を立ち上げ、得票率47.9パーセントで県知事に就任する (CNE 2006b, 13)。

2. モラレス政権発足から県自治国民投票実施法公示までの政治過程

2006年1月22日、先の選挙で勝利したモラレス政権が正式に発足し、ロドリゲス暫定政権のもとですでに決定されていた制憲議会議員選挙と県自治国民投票の実現に関する詳細を定める実施法案の制定をめぐる、3月上旬まで政府与党対野党および東部の県自治推進派勢力(県・市民委員会)のあいだでの対立が続く。

制憲議会議員選挙の詳細を定めるのは制憲議会実施特別法(Ley Especial de Convocatoria a la Asamblea Constituyente)であったが、同法案の成立にはすべての国会議員(本会議出席者)の3分の2以上の賛成が必要であった(CPE2004: Art.232)¹³⁾。そのため、2005年の総選挙で大勝し、下院での多数派(72/130議席, 上院12/27議席)を形成していたMASも、野党とりわけその最大勢力(下院43/130議席, 上院13/27議席)である社会民主勢力(Poder Democrático Social: PODEMOS)の協力なくしては、同法案を成立させることができなかった¹⁴⁾ (OEP-PNUD 2010, 301)。法案成立までの手続きは、2006年2月10日から国会内に設置された両院混成憲法委員会(Comisión Mixta de

Constitución)において、各党各団体から提出された草案が集中的に審議されたのち、設置から15日以内にそれらの草案の合意点をまとめた成案が国会に提出され、国会本会議での議決を経ることとなっていた。同委員会には、与野党各党案のみならず、東部のサンタクルス県、ベニ県、タリハ県の県自治推進勢力、さらにMASの支持母体である農民先住民系社会組織からも法案が提出され、法案提出期限の2月20日までに全部で11の草案が寄せられた(*La Razón* 20, febrero 2006)。

ここでの最大の争点となったのは、制憲議会議員選出方法(定数、区割り、算定方法)である。与党MASがひとり1票の原則を尊重すべきであるとし、既存の70ある国会議員の小選挙区単位から各3名を選出する方式を主張したのに対し、野党PODEMOSおよびUNは、人口比を加味したうえで県選挙区を設ける案を主張した。また東部のバンド県、ベニ県、タリハ県など人口の少ない県は、県選出野党議員と各県の市民委員会がともに与党案に反対し、県を選挙区としてそこから一律に選出する方式を主張した(*La Razón* 11, febrero 2006)。この時、野党PODEMOSのサンタクルス県選出議員が、党よりも県の市民委員会の意向に従って行動すると明言しており(*El Diario* 11, febrero 2006)、東部県選出議員が各野党所属議員全体の6割を占めていることをふまえると、与党MASが合意形成を達成しなければならない相手として重要だったのは、実質的に東部の市民委員会であった。東部の市民委員会は県自治推進派勢力の中心的存在であり、その最優先の要求は、制憲議会議員選挙と同時に県自治国民投票を開催すること、かつその結果は国単位ではなく県単位で尊重されるべきであるというものであった。

そこで東部各県の市民委員会をはじめ野党各党との合意形成に向けた意見調整を担ったのが、副大統領ガルシア・リネラ(Álvaro García Linera)であった。ガルシア・リネラは制憲議会実施特別法の審議が両院混成憲法委員会で始まった2月10日から、これと並行して各県の市民委員会をはじめとする関連団体との個別交渉を行い(*La Razón* 11, febrero 2006)各勢力の妥協点を探った。まず一連の関係団体訪問の手始めとして、県自治推進派の中心的存在で

あったサンタクルス市民委員会を訪ね、会合を開く。この会合で、政府は制憲議会実施法案の内容とともに、国民投票で有権者に提示される質問文の内容についても、県自治推進派の合意を得たいという意向を伝えている (*El Deber* 11, febrero 2006)。サンタクルス市民委員会側もこの働きかけを積極的に評価し、制憲議会議員選出方法に関しては、その半数を小選挙区選出し、残りを県選挙区から選出するという方式を提案した。またこれと併せて県自治国民投票については、その結果を県単位で尊重することを政府に求めている。この時点での政府の基本的な姿勢は国民投票で全国単位の結果を尊重したいというものであったが、この点こそが県自治推進派の要求と真っ向から対立していた点であった。

そのままでは合意に達することは不可能な状況のなかで、なんとしても制憲議会の開催を当初の予定期日どおりに実現しなかった政府は、その後徐々に態度を軟化していく。2006年2月15日、大統領モラレスがサンタクルス市で開催された「制憲議会についての社会サミット」(*Cumbre Social por la Asamblea Constituyente*)に参加し、MASの支持母体である社会組織代表らを前にして、県自治の実現に対して前向きな態度を示す。すなわち、国民投票および自治を、単なる一県からの要請ではなく、「歴史的に先住民が自決をかけて闘ってきた重要な要請」であると位置づけ、「国民投票ではわれわれ皆が勝利するために、誰も敗北することのなきように、(質問文の内容について)合意に達しなければならない」と語った (*La Razón* 16, febrero 2006, 括弧内筆者)。また、同じく社会サミットに参加したガルシア・リネラも、「政府は、県自治およびその勝利を保障するような質問文を(県自治推進派と)ともに作り上げる構えである。自治賛成が80から90パーセントに達すること、それこそが大統領の意向である」と述べている (*La Razón* 18, febrero 2006, 括弧内筆者)。この段階においても、国民投票結果の法的拘束力を県単位で認めるか否かについての言明は避けられていたものの、与党MASの県自治自体に対する姿勢は、少なくともそのトップレベルでは肯定的であったことが見て取れる。

その後、2006年2月21日に、サンタクルス県議員団（PODEMOS 所属議員が代表を務める）が、県単位の結果を尊重することを明記した県自治国民投票法案を国会に提出する（*Opinión* 22, febrero 2006）。これを受けた大統領モラレスは、県単位を認めるならば、郡や共同体、あるいは小選挙区単位をも尊重するという対案を出し、事態はにわかに紛糾し始める（*Los Tiempos* 23, febrero 2006）。サンタクルス県側は、あくまで県単位の結果を尊重することを定めた県自治国民投票法案が先に承認されなければ、制憲議会実施法案の成立もないとして、制憲議会の早期実現を達成したい政府に対して攻勢を強めていく（*Opinión* 24, febrero 2006）。

最終的に、制憲議会を当初の予定どおり2006年8月6日に開催するための手続き上の期限となる同年3月3日の前日、ガルシア・リネラが取り仕切る与野党議員会合において、政府側がサンタクルス側に大きく譲歩すると、事態は一気に収束していく。政府は、制憲議会議員選出方法に関しては与党の小選挙区3名選出案（210議席）と、野党東部県側の県選挙区一律5議席案（45議席）を組み合わせる方式で計255議席となる折衷案を提示し、県自治国民投票の結果については県ごとに法的拘束力をもたせるという野党・東部自治推進派勢力の案をそのまま受け入れるとした。サンタクルス県議員団は、この政府案に対する市民委員会の判断を待って、翌日正式に政府案を受け入れている（*Opinión* 3, marzo 2006; *El Diario* 4, marzo 2006）。その後2006年3月4日、土曜日にずれ込んでの開催となった国会本会議において、まず制憲議会実施特別法案が両院を通過すると、つづいて県自治国民投票実施法案が同じく両院を速やかに通過し、2006年3月6日には両法が同時に公示された。

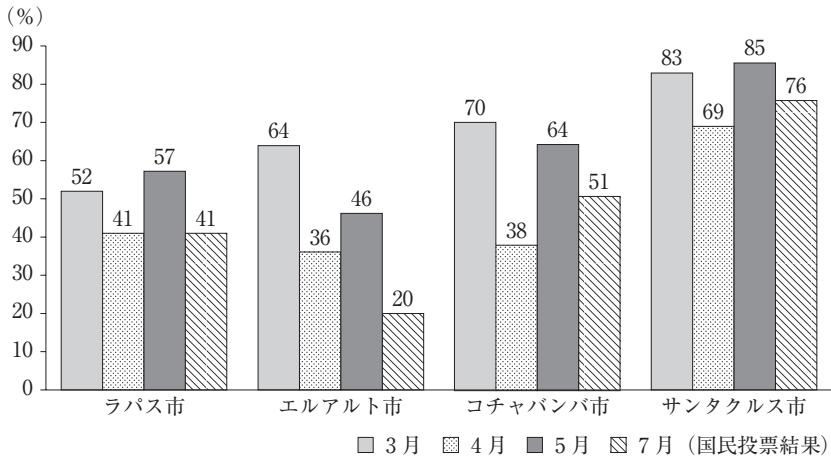
3. 世論調査の結果

この時、主要4都市（ラパス市・エルアルト市・コチャバンバ市・サンタクルス市）で実施された県自治国民投票での投票意図に関する世論調査¹⁵⁾の結果によれば、全体で「賛成」が69パーセント、「反対」が14パーセント、「わか

らない」が17パーセントと、主要4都市の回答者の7割が賛成に投票する意思を有していた。市ごとにみても、県自治拡大運動を牽引してきたサンタクルス市での賛成が83パーセントと、やはり最も高い値を示しているが、中部コチャバンバ市でも70パーセント、西部のラパス市（52パーセント）およびエルアルト市（64パーセント）、いずれの都市でも賛成が優勢となっている。とくに、エルアルト市は首都ラパス市と隣接しており、農村から都市へ移住してきた先住民系人口が集中するMASの重要な地盤である。同市における2005年12月の大統領選挙でのMASへの支持率は8割近かったが（77パーセント）、2006年3月の時点では6割以上が自治「賛成」と答えている（*La Razón* 3, abril 2006）。この状況からは、県自治国民投票に対する態度を左右する要因として、当初政党支持という変数がほとんど影響力をもたなかったことが推測される。また同時にアイデンティティ変数についても、同様のことが推測できよう。

その後4月と5月にも同世論調査は実施されているが、先にその結果を確認しておく、県自治への支持は全体で4月に一度落ち込み⁽⁶⁾、5月に再び増加している。ただし、5月の増加率はサンタクルス市やラパス市では3月の水準を上回ったが、エルアルト市やコチャバンバ市ではそこまで県自治への支持が回復することはなかった（図3-3）。その後実際に行われた国民投票の結果をみると、4都市すべてで3月の世論調査の水準を下回っているが、中西部とりわけエルアルト市の県自治への支持率の落差は44ポイントにまで達した。また同結果を全国レベルでも、賛成が42パーセント、反対が58パーセントと、当初の世論からは大きく「反対」へと傾く結果となっている。以下、こうした世論の変動に影響を与え、最終的には国民投票における投票行動を左右したと考えられる県自治反対派の動きを中心に当時の政治過程を追っていく。

図3-3 世論調査：主要4都市県自治支持率の推移（3～5月）と国民投票の結果（7月）



(出所) *La Razón* (2006年4月5日, 5月5日, 5月15日, 5月30日), および CNE (2006a) より筆者作成。

4. 県自治国民投票への反対運動——MASの態度変化——

県自治に反対したのは、当初これに対して肯定的態度を示していた与党 MAS とその支持母体である農民先住民系の社会組織であった。先にもみたとおり、MASは当初少なくともそのトップレベルにおいて、県自治自体を否定するものではなかった。「自治賛成が80から90パーセントに達すること、それこそが大統領の意向」と副大統領が公言していたほどである。しかし、その支持母体の社会組織レベルでは、必ずしも党首脳部の考えが受容されていたわけではなかった。以下、MASとその支持母体の行動を2006年2月初旬までさかのぼって順にみていく。

2006年2月1日、大統領モラレスはエルアルト市で集会を開き、集まった大衆に制憲議会開催に向けた協力、すなわち最終的には社会組織を動員してでも国会において政府案を通す構えがあることを示唆し、同時に、自らとともに重要な政治課題に対して迅速な意思決定を行う「人民参謀本部」(Estado

Mayor del Pueblo) の立ち上げを呼びかけている (*La Patria* 2, febrero 2006)。それから約1週間後、人民参謀本部は、ボリビア農民労働者組合連合 (CSUTCB)、ボリビア先住民連合 (CIDOB)、ボリビア農民女性全国連盟バルトリナ・シサ (FNMCB “BS”)、ボリビア開拓農民組合連合 (CSCB)、クジャスユ・アイユ・マルカ全国会議 (CONAMAQ) をはじめ、鉱山労働者や零細企業団体等25団体以上の社会組織によって結成され、その最初的意思決定の場として、先述の「制憲議会に向けた社会サミット」が2006年2月15日から17日にかけて開催される。この社会組織代表者大会では、制憲議会議員の選出方法について、既存の小選挙区から3名ずつ選出する政府案が、先住民特別枠32議席を設けるという条件つきで承認され、東部4県が求めていた県自治国民投票の結果を県単位で拘束力をもつものにする案に対しては、反対の決議がなされた (*La Razón* 18, febrero 2006)。しかし、すでに述べたように、これらの案はどちらも結局実際の法令には反映されていない。MASの首脳部としては、制憲議会の2006年8月開催を守るためには、県自治国民投票の単位について東部勢力に対して妥協せざるを得なかったためであろう。結果として、県自治国民投票は県単位で認められることとなったため、MASの支持母体である社会組織の次なる行動としては、県自治国民投票において反対することが選択肢となっていった。

MAS首脳部が県自治に賛成すると表明していたなか、4月頃にはMASの一部から県自治反対を公言するリーダーが現れ始める。そのひとりが、ラパス県第9小選挙区選出の制憲議会議員候補で政治評論家のラウル・プラダ (Raúl Prada) である。彼は、*La Razón* (ラ・ラソン) 紙のインタビューに答えて、次のように語っている。「県自治国民投票には反対票を投じるべきである。そもそもサンタクルス県の自治要求は自治の要求ではなく、県レベルで中央集権的な国家を作ろうというものである」。また、これが党の方針に背くことになるのではないかととの質問に対しては、「MASが語ってきた内容は多岐にわたるが、それらはすべてこれから組織として議論しなければならないものである。私自身はここ数年闘争を続けてきたすべての社会組織、社会

運動、その方針に絶対的に従うつもりであり、社会運動の集会でなされた決定では、県自治国民投票には反対である」と語っている。また、ポリビア農民労働者組合連合幹部であり、人民参謀本部のメンバーでもあるロマン・ロアイサ (Román Loayza) も、同様に「西部ではほぼ100パーセントが県自治国民投票では反対する構えである。われわれの理解では、県自治、群自治、市町村自治はすでに中央政府のもとに機能している。よって、東部の要請は打ち碎かれることになるだろう」と語った (*La Razón* 15, febrero 2006)。

このふたりのリーダーを中心に、西部に拠点のある MAS の一部社会組織で県自治への反対運動が始まったのとほぼ時を同じくして、前項で確認した世論調査の結果にあるように、4月にはエルアルト市をはじめ各都市で県自治への態度が大きく反対に動いていった。ただし、5月中旬の段階においても、MAS は党として公式に県自治に反対していたわけではなかった。MAS 幹部であり農民組合連合の書記長でもあったイサック・アバロス (Isaac Ávalos) は、MAS の一部で県自治反対運動が展開されるなか、メディアに対して同党が県自治国民投票に対する公式の態度を決めていないことを強調し (*Los Tiempos* 22, mayo 2006)、同じく MAS 幹部のカルロス・ロメロ (Carlos Romero) も、MAS のトップレベルが国民投票で賛成するとした、いわば公約を強調しつつ、MAS が賛成している自治のレベルは、サンタクルス県勢力が主張している県レベルの自治だけにとどまるのではなく、郡や先住民共同体等さらに下位の行政単位への分権の可能性も含めた自治であると説明していた (*El Deber* 24, mayo 2006; *La Razón* 29, mayo 2006)。

ところが、5月末には MAS のトップレベルからも県自治に反対する声が高まる。2006年5月26日、コチャバンバ県で開催された MAS 系社会組織の集会において、モラレスがサンタクルス県知事のコスタスを名指しして、県が土地の分配を行い、法令を出し、県政府のトップを「presidente」(=「大統領」と同語、本来 *prefecto/gobernador* = 「知事」とすべき用語) と呼ばせるなどの構えならば、県自治は容認できないとして、初めて公の場で県自治に反対した。その2週間後、2006年6月11日には全国農民組織 (CSUTCB) の集

会において、県自治国民投票に対して反対運動を展開する決議がなされ、翌12日には人民参謀本部でも同様に県自治国民投票への反対運動を行うことが決議された。その翌13日には、MASが党として公式に県自治への反対を表明し、支持母体である社会組織のレベルだけではなく、全党挙げての県自治反対運動が開始されたのである（*La Razón* 14, junio 2006）。

5. 県自治国民投票への賛成運動——東部県自治推進勢力——

一方、県自治国民投票での賛成運動を主導したのは、それまでも国民投票実現に向けた一連の行動を「下から」進めてきたサンタクルス県の市民委員会および県知事を中心とする東部県自治推進派勢力であった。2006年3月6日の県自治国民投票実施法が公示されるとすぐに、サンタクルス県庁は県自治国民投票への賛成運動を行うことを宣言し、同年3月10日には、まず市内において、農民組織や高齢者団体、退職教員団体等を対象としたサンタクルス県の自治に関する広報活動を開始する。その1週間後の3月17日には、知事コスタスおよびサンタクルス県政府自治制憲議会対策局長のカルロス・ダブドゥ（Carlos Dabdoub）が、県内の56ある基礎自治体のうち45団体の市長・市議会議員ら代表を集め会合を開き、彼らの県自治賛成運動への協力を取りつけている（*La Razón* 3, abril 2006）。その後も、県内の僻地の基礎自治体を中心とした知事による直接訪問や、ダブドゥによる零細事業主との会合など、4月に入っても県による特定セクターを対象とした会合やワークショップが続いた。その後、2006年5月21日のサンタクルス県「伝統の日」¹⁷⁾からは、より本格的な県自治賛成運動が始まる。伝統の日の式典で、知事コスタスおよびサンタクルス市民委員会会長アンテロ（Germán Antelo Vaca）が県民に対して県自治賛成を呼びかけ、一般市民向けに県自治賛成を呼びかける内容のパンフレットの配布を開始した（*Los Tiempos* 22, mayo 2006）。また6月にはテレビのスポット放送も用いられるようになる（*Opinión* 6, junio 2006）。

さらに、4日後に県自治国民投票を控えた2006年6月28日には、サンタク

ルス市民委員会が3度目となる大規模な市民集会を開き、前回の市民集会からさらに倍近い50万人を動員して、県自治国民投票への賛成を呼びかけている (*El Deber* 29, junio 2006)。同集会において、市民委員会会長アンテロは、キリスト教の宗教観と遵法精神、さらにボリビアへの愛郷心をテーマに、暗に大統領モラレスを批判し、さらにはモラレスに体现される高地先住民層のコジャ・アイデンティティと自らのカンバ・アイデンティティを対峙させながら演説を始める。演説の一部を以下に引用する。

われわれが神の存在なしで生きることを望む者たちがいる。だが、その望みはかなわないだろう。今日われわれはここ、キリスト（像）の前に、十字（Cruz）に「Sí」というため、聖十字（Santa Cruz）に「Sí」というために集まった。2000年かかっても打ち砕くことができなかったシンボルである。キリストの聖十字（Santa Cruz del Señor）万歳！

彼らはキリスト信仰は必要ないという。彼らは大地の神々、コカの魔力、山々の呪術師がわれわれの神を制するだろうというが、それは誤りである。われわれの神は侵略者の神ではない。われわれの神は植民地の神でもない。どれほどわれわれの神を冒涇すれば気が済むのか。われわれの神はすべての民の神である。

（中略：遵法精神について）

われわれから郷土を奪おうとする者たちがいる。彼らは他のさまざまな文化よりも上位に立つ文化が存在するという。彼らは歴史に従えば（por tradición）ある民族が他の民族を支配できるという。彼らはわれわれはこの土地の者ではないという。われわれはわれわれ自らの国にいながらなんと「よそ者」（huéspedes）扱いされていることか。なんとルーツのないことか（Kreidler 2006, 233-234）。

その後アンテロは、自治拡大によって教育や保健衛生面を充実できること、またそれとともに生産活動を振興していくことの重要性、最初の市民集会で

示した11の課題を具体化していくための11のプロジェクト（生産活動振興、雇用創出、基本生活インフラの整備、自治を定着させるためのガバナビリティ構築等）を提示し、県自治への賛成を呼びかけ、国民投票前の最後の集会での演説を締めくくっている（Kreidler 2006, 234-249）。詳述は控えるが、こうした県自治賛成運動は、サンタクルス県以外の東部各県でも連携して進められた¹⁸⁾。

ここまでみてきた過程を端的にまとめよう。まず2003年10月の政治危機以降「自治」を動員のスローガンとして掲げ、大規模な市民集会を成功させながら動員力を高めていったサンタクルス市民委員会は、メサ暫定政権期に県自治国民投票の実現に必要な手続きを完了し、モラレス政権発足後は政治的駆け引きの末、その実施を確実にする。県自治国民投票が公示された当初、県自治に対して公に反対する政党は存在しなかった。2006年3月段階の世論調査からも政党支持の影響はほとんどみられず、従来県自治拡大運動を推進してきたサンタクルス県ではやはり最も高い賛成率が確認されたが、それ以外の中西部の主要都市でも少なくとも過半数が賛成していた。だが、同年4月には政府与党支持派社会組織の一部リーダーから県自治に反対する動きが始まり、最終的に国民投票を数週間後に控えた6月中旬の段階に入って、与党挙げての反対運動が展開された。これによって各政党の国民投票への態度が対立し、かつ明確に示されているという前提が成立し、政党支持という変数の影響力が急激に増した。一方の自治賛成派東部勢力も、市民委員会・県当局が総力を挙げて賛成運動を展開し、東部各県での勝利は獲得したものの、当初の世論にみられたような全国的賛成を得ることは結局できなかった。

以上の過程追跡から、政党支持が影響力を高めた経緯を明らかにしてきた。ただし、その質的内容をより詳細に検討してみると、これがウルグアイの事例で示唆されたような政党支持、すなわち国民投票への態度を決められない有権者が自らの支持する政党の方針を参考に投票行動を決めるという方向ではないことも明らかとなった。

ボリビアの事例における政党支持という変数に示された内実は、次のよう

なものであった。まず県自治賛成票についていえば、国民投票に先立つ2005年の総選挙において、MAS以外の野党を支持していたことを示しているにすぎず、支持していた野党の示した方針に従って県自治国民投票で賛成票を投じたという構図ではなかった。それよりも、県自治への賛成派、サンタクルス市民委員会に代表される東部の自治運動の動員力によるところが大きかった。また、県自治反対票についていえば、MASの党首脳部では、県自治を当初単なる一県からの要請ではなく、「歴史的に先住民が自決をかけて闘ってきた重要な要請」であると位置づけることによって、党の支持母体である社会組織の賛同を得ようとした。しかし、党首脳部のこの試みは失敗に終わり、県自治は「県レベルで中央集権的な国家を作ろうというもの」ととらえられ、社会組織の側から次々と反対の声が大きくなっていった。そして最終的には、国民投票を数週間後に控えた段階で、党が社会組織からの反対の声に押される形で方針を転換した。しかし、世論調査の結果にも示されたように、この時にはすでに県自治への反対は当初の段階から明らかに増加していた。つまり、MAS支持者は党の方針に従って県自治に反対すると決めた訳ではなく、むしろ初段階のMASの方針を拒絶し、逆に自らの反対要求を最終的に党に認めさせたのであった。

ではMAS首脳部が最終局面において突如態度を変化させた理由は何だったのか。この問いに関しては、党の支持母体である農民先住民組織からの反対の声が、党幹部にとってもはや無視することができないレベルに達したことがそのひとつとして考えられる。国民投票の実施がいまだ確定していなかった2006年2月、「制憲議会に向けた社会サミット」に結集したMASを構成する社会組織の代表らは、県自治国民投票の結果を県単位で拘束力をもつものにする案に対しては反対の決議をしていた。その決議が政府党幹部に聞き入れられなかったことにより、社会組織の次なる行動目標となったのが、県自治国民投票における反対であった。党首脳部はこの時、社会組織からの反対を承知のうえで、サンタクルス市民委員会から寄せられた国民投票の法的拘束力を県単位にするという要求を受け入れることによって、制憲議会の

早期実現を確実にすることを死守したのである。制憲議会の実現が遅れれば、先行の2政権を打倒し、その後ふたりの暫定大統領候補に就任を辞退させた実力を誇る社会組織の不满が、今度はMAS首脳部へ向かうかもしれないことを最も恐れたためであろう。制憲議会の早期実現を確実にした後、そもそも県自治の拡大自体に政治的インセンティブを感じていなかった党首脳部は、公約を撤回してでも自らの党組織の土台となる社会組織の要求を受け入れることが賢明と判断したのではないだろうか。

以上の過程をふまえると、短期的賛成／反対運動仮説については、政党支持に比べてとくに重要な影響を与えていたとは考え難い。賛成派の県自治運動は、少なくとも国民投票より3年前に始まっており、その頃から徐々に動員力を高めていった結果が国民投票の結果であった。短期的賛成運動も展開されたが、世論調査にも示されたように、この運動が本格化する以前にすでにサンタクルス市ではほかの都市より県自治への高い支持が得られており、短期的賛成運動によってそこからさらに大きく賛成が拡大したという状況は確認されなかった。また反対運動に関しても、MASがその一部ではなくあくまで党として反対運動を展開すると決めた段階では、すでにおおよそそのMAS支持者の反対意思は固まっていたと考えられるため、その影響は控える見込みもしておいた方がよいだろう。

おわりに

「ポスト新自由主義期」の政治参加のひとつとして、本章ではボリビアにおける「下から」の国民投票をとりあげた。2006年に成立したモラレス政権のもと、この政治参加のチャンネルを通じて表明された政治的意思は、ボリビアの新自由主義期には中央政府のもとで分権化を要求しながらも、実際には一定の利益表出を果たしてきた地方経済エリートからの県自治拡大要求であった。県自治国民投票は、彼らが中心となり、政治的混乱がいまだ収まって

いない過渡期の暫定政権に対して、ゼネストやハンスト、さらに大規模な市民集会を組織しながら圧力をかけ、これと並行して法的手続きも踏んだうえでようやく実現した政治参加の手段であった。

基礎自治体レベルのアグリゲートデータを用いた計量分析の結果からは、県自治国民投票に参加する有権者の投票行動を大きく規定していたのは、政党支持という変数であることを明らかにした。ただし、世論調査では政党支持という変数は当初ほとんど影響力をもっていなかったが、最終的には決定的な影響を与えるに至ったことが示されていた。質的データによってこのような変化が起こった過程を、具体的にはMASがその支持母体である社会組織レベルから反対の声を上げ、それが党の方針として受容され、最終的に党を挙げての県自治反対へと態度を変化させていく過程をみた。この過程追跡からは、「政党支持」という変数に集約される要素は、ウルグアイの事例のように、必ずしも政党への忠誠心を意味しているわけではないことも明らかにした。そうではなくこの変数に集約されていたのは、農民先住民系社会組織と地方政治経済団体を中心とする社会組織の動員力であった。

以上より、ボリビアで2003年まで続いた「協約による民主主義」体制が終焉した後に登場した左派政権において、「下から」の国民投票の結果を規定したのは、政党支持に集約された社会組織の動員力であったということができよう。国政レベルにおいてはMASのヘゲモニーが今しばらく続くことが予測される。そのような状況であっても、国民投票（住民投票）による政治参加のチャンネルは、とくにMAS政権における利益表出が難しいアクターにとって、自組織の動員力を行使し得る地理的範囲ならば、その要求を達成するためのひとつの有効な手段だといえよう。

〔注〕

- (1) 国民投票の実施に関するラテンアメリカ諸国全体の状況をみても、1990年代以降、憲法改正等の争点をめぐって実施される回数が増加してきた。ソバットのまとめによれば、域内において1980年代に実施された国民投票は9回であったのに対し、1990年代には19回と倍増している（Zovatto

- 2004, 28)。
- (2) アルトマンは、このような直接民主制の運用実態について各国の政治体制を、Polity IV のデータに基づいて独裁体制・準民主主義体制・民主主義体制に分類し、独裁体制 (13/15回) および準民主主義体制 (25/46回) では、「上から」の国民投票が成功する傾向が確認されるが、民主主義体制 (34/68回) においてはそのような傾向はみられないことを明らかにしている (Altman 2005)。
 - (3) 法令第2769号 : *Ley del Referéndum*, 2004。
 - (4) 法令第3365号 : *Ley de convocatoria a Referéndum Nacional Vinculante a la Asamblea Constituyente para las Autonomías Departamentales*, 2006。
 - (5) 分析にはサーベイデータを用い、従属変数として、ケベックの主権をどの程度支持しているか (5段階尺度)、独立変数としては、ケベック・アイデンティティ (ケベックへの感情温度-カナダへの感情温度)、ケベック州の主権確立による個人の生活水準の変化予測 (悪くなる/変わらない・良くなる)、ケベック州の主権確立によるケベック州におけるフランス語の状況についての変化予測 (悪くなる/良くなる) を設定し、それぞれの独立変数と従属変数の単回帰分析とすべての独立変数を同時に投入した重回帰分析の結果を比較している。その結果、経済予測とフランス語への影響予測は、ケベック・アイデンティティによるバイアスを受けていることを指摘している。
 - (6) なお CEL スケールで、(Q) (Av) という標記の自治体については、ケチュア・アイマラ系人口の比率が明確でないため、便宜上1/2にしたうえで自治体人口から減じた。
 - (7) 県自治国民投票実施時点でのボリビアの全基礎自治体数は328だが、2005年7月に新設されたラパス県ワリナ (Huarina) 市について、いくつかの独立変数が欠損するため今回の分析からは除外した。
 - (8) 構成団体は、サンタクルス市民委員会ウェブサイト参照 (<http://www.comiteproasantacruz.org.bo/> 2014年1月20日アクセス)。
 - (9) 市民委員会を構成する多様なセクターの意見調整の過程で4度の書き直しを経て、最終的に読み上げられた行動目標の内容は、自由、自治、他県への支援、統一、労働、貧困削減、自然環境保護、先住民の権利、近代化、統合、若者のリーダーシップの11項目であった (Kreidler 2006, 62)。
 - (10) 2004年10月24日、大統領メサは、サンタクルス市民委員会から自治拡大へのプロセスを早めるよう圧力をかけられたことを受けて、「サンタクルスのエリートたちは地方の田舎者の考え方をする」と漏らしたことを報道されている (Sivak 2007, 30)。
 - (11) 選挙裁判所に提出された署名はその後確認作業が行われ、最終的には29万9866名分の署名が有効と認められた (Kreidler 2006, 86)。

- (12) しかし、その後2005年9月22日に憲法裁判所が下院議員の県ごとの議席配分が人口比に照らして違憲状態であるという判決を出したため、急遽国会において下院の県ごとの議席配分を改正しなければならなくなる (Kreidler 2006, 103)。人口増加傾向にあった東部および減少傾向にあった西部各県の議員および社会勢力が自県の議席数の増加あるいは維持を目指して対立したため、事態は紛糾し、再度県知事選挙・総選挙の日程が延期される。最終的に、両選挙は予定より2週間遅れの2005年12月18日に開催されることとなった (Sivak 2007, 35)。
- (13) 2004年ボリビア国憲法：Constitución Political del Estado de 2004, 第232条。
- (14) なお野党第2勢力は、国民統一戦線 (Frente de Unidad Nacional: UN) で、下院8議席、上院1議席、第3勢力は民族革命運動 (Movimiento Nacionalista Revolucionario: MNR) で下院7議席、上院1議席。
- (15) 実施期間2006年3月13~25日、サンプル数1025、質問文「もし今県自治国民投票が実施されたら、あなたはどちらに投票しますか」、実施機関 Apoyo, Opinión y Mercado Bolivia。
- (16) ただし4月の段階でも、「賛成」率は落ち込んだものの、依然、全体としては「反対」を上回っていた。この時の世論調査では最初の4都市に加えて、他の県都5都市も調査に加えられたため、全部で10都市で実施されているが、そのうちエルアルト市を除く9都市において「賛成」が「反対」を上回っていた (*La Razón* 5, mayo 2006)。
- (17) 1989年からサンタクルス友愛連盟 (Federación de Fraternidades Cruceñas) によって始められたサンタクルス県の伝統文化の日、当初は市内のみであったが、その後県内各地に広まり、サンタクルスの伝統音楽や伝統舞踊が披露され、伝統料理が振舞われるお祭りイベントの日となった (<http://www.soyasantacruz.com.bo/Contenidos/1/Folclore/Textos/B01-DiaDeLaTradicion.asp> 2014年1月20日アクセス)。
- (18) これに対して、中西部では県自治国民投票実施法が成立するまでは、まったく議論されてこなかったテーマであり、まずは自県の対応を議論するところからの出発となった。コチャパンバ県では市民委員会は消極的だったが、県当局は知事が主導して積極的に県自治への賛成運動を展開し、ラパス県とチュキサカ県では、市民委員会が積極的に県自治を支持したが、県の側はより慎重な姿勢であった (*La Prensa* 20, marzo 2006)。またオルロ県とポトシ県では、国民投票実施法案が成立する以前より、国民投票の結果に法的拘束力をもたせることに反対しており、市民委員会も県も5月下旬の段階においても県自治に対する県内の意見をまとめることすらできていなかった (*El Deber* 23, mayo 2006)。

〔参考文献〕

<日本語文献>

遅野井茂雄 2009. 「ポスト新自由主義の開発政治の収斂と分岐——中央アンデス諸国——」 村上勇介・遅野井茂雄編『現代アンデス諸国の政治変動——ガバナビリティの模索——』明石書店.

<外国語文献>

- Albó, Xavier and Carlos Romero. 2009. *Autonomías Indígenas en la Realidad Boliviana y su Nueva Constitución*. La Paz: Vicepresidencia del Estado Plurinacional de Bolivia y Componente 5 Reforma Estatal y Gobernabilidad Democrática del PADEP.
- Altman, David. 2002. "Popular Initiatives in Uruguay: Confidence Votes on Government or Political Loyalties?" *Electoral Studies* 21 (4) December: 617-630.
- . 2005. "Democracia directa en el continente americano: ¿Autolegitimación gubernamental o censura ciudadana?" *Política y gobierno* 12 (2): 203-232.
- Barczak, Monica. 2001. "Representation by Consultation?: The Rise of Direct Democracy in Latin America." *Latin American Politics and Society* 43 (3): 37-59.
- Breuer, Anita. 2008. "Policymaking by Referendum in Presidential Systems: Evidence from the Bolivian and Columbian Cases." *Latin American Politics and Society* 50 (4): 59-89.
- CNE (Corte Nacional Electoral). 2006a. "Resultados 2006 Asamblea Constituyente Referéndum sobre Autonomías." *Documento de Información Pública* (3) La Paz.
- . 2006b. "Resultados Elecciones Generales y de Prefectos 2005." *Documento de Información Pública* (4) La Paz.
- Dabdoub, Carlos. 2007. *Iyambae (sin dueño): 500 años de lucha contra el centralismo colonial*. Santa Cruz de la Sierra: Fundación Nova.
- El Deber* 2005. 25 de enero, Santa Cruz de la Sierra.
- . 2005. 5 de junio.
- . 2005. 7 de junio.
- . 2006. 11 de febrero.
- . 2006. 23 de mayo.
- . 2006. 24 de mayo.
- . 2006. 29 de junio.
- . 2006. 5 de julio.
- El Diario* 2006. 11 de febrero, La Paz.

- 2006. 4 de marzo.
- Howe, Paul. 1998. "Rationality and Sovereignty Support in Quebec." *Canadian Journal of Political Science* 31 (1): 31-59.
- Kreidler F., Bismarck. 2006. *El Primer Prefecto: Elegido democráticamente*. Santa Cruz de la Sierra: Industrias Gráficas Sirena.
- La Patria* 2006. 2 de febrero, Oruro.
- La Prensa* 2006. 20 de marzo, La Paz.
- La Razón* 2006. 11 de febrero, La Paz.
- 2006. 15 de febrero.
- 2006. 16 de febrero.
- 2006. 18 de febrero.
- 2006. 20 de febrero.
- 2006. 3 de abril.
- 2006. 5 de mayo.
- 2006. 29 de mayo.
- 2006. 14 de junio.
- LeDuc, Lawrence and Jon H. Pammett. 1995. "Referendum Voting: Attitudes and behaviour in the 1992 Constitutional Referendum." *Canadian Journal of Political Science* 28 (1) March: 3-33.
- Los Tiempos* 2006. 23 de febrero, Cochabamba.
- 2006. 22 de mayo.
- Madrid, Raúl L. 2012. "The Ascent of the MAS in Bolivia." In *The Rise of Ethnic Politics in Latin America*, by Raul L. Madrid. Cambridge: Cambridge University Press.
- Mayorga, Fernando. 2007. "Referéndum y Asamblea Constituyente: Autonomías Departamentales en Bolivia." *Reforma y Democracia* (37). (http://mayorga.pieb.com.bo/archivos/referendum_y_asamblea.pdf 2013年2月26日アクセス).
- Molina, Carlos H., Claudia Peña Claros and Claudia Vaca. 2008. *El Movimiento Cívico Frente al Proceso de Descentralización y Autonomía (1994-2006)*. Santa Cruz de la Sierra: Editorial El País.
- OEP-PNUD (Organo Electoral Plurinacional - Programa de las Naciones Unidas para el Desarrollo). 2010. *Atlas Electoral de Bolivia. Tomo I: elecciones generales 1979-2009. Asamblea constituyente 2006*. La Paz: OEP- PNUD.
- Opinión* 2006. 22 de febrero, Cochabamba.
- 2006. 24 de febrero.
- 2006. 3 de marzo.
- 2006. 6 de junio.
- Pierce, Roy, Henry Valen and Ola Listhaug. 1983. "Referendum Voting Behavior: The

- Norwegian and British referenda on membership in the European Community.” *American Journal of Political Science* 27 (1) Feb.: 43-63.
- Salazar Elena, Rodrigo. 2008. *Bolivia: El Referéndum*, (C2D Working Paper Series, 13) Zurich: University of Zurich. (http://www.c2d.ch/files/C2D_WP13.pdf 2013年2月26日アクセス).
- Sivak, Martín. 2007. *Santa Cruz: una tesis; El conflicto regional en Bolivia (2003-2006)*. La Paz: Plural Editores.
- Uggla, Fredrik. 2008. “Bolivia: Referéndums como armas políticas.” In *II Conferencia Internacional Sobre Democracia Directa ¿Hacia dónde va la democracia en América Latina?* (<http://democraciadirectaenlatinoamerica.files.wordpress.com/2011/11/uggla2009.pdf> 2013年2月26日アクセス).
- Vargas V., Gonzalo. 2008. “Controversias políticas en torno al modelo de Estado.” In *Cultura política de la democracia en Bolivia 2008: El impacto de la gobernabilidad*, edited by Daniel Moreno, 185-205. (<http://www.vanderbilt.edu/lapop/bolivia/2008-culturapolitica.pdf> 2013年2月26日アクセス).
- Welp, Yanina. 2009. “El referéndum contra el status quo: Análisis de Ecuador, Venezuela, Perú y Bolivia.” *Diálogos Latinoamericanos* (16): 136-155.
- Zovatto, G. Daniel. 2004. “Las instituciones de la democracia directa a nivel nacional en América Latina: Un balance comparado 1978-2004.” In *Democracia Directa y Referéndum en América Latina*, [compiled by] Corte Nacional Electoral. La Paz. (http://www.oep.org.bo/centro_doc/cuadernos_dia/cuaderno_dial_democracia.pdf 2013年2月26日アクセス).
- 2007. “Las instituciones de la democracia directa a nivel nacional en América Latina: Un balance comparado: 1978-2007.” *Revista de derecho electoral* (4) (Segundo Semestre).

<ウェブページ>

統計局 <http://www.ine.gob.bo/default.aspx>

サンタクルス市民委員会 <http://www.comiteprosantacruz.org.bo/>